

中央小撤去工事疑惑の市対応についての抗議と 糸さん・後藤弁護士事務所への事情聴取の要求書

2013年8月16日(金)夕刻提出

門真市長 園部一成 殿
副市長 川本雅弘 殿
総務部長 森本訓史 殿

門真市議 戸田ひさよし (無所属・「革命21」)

- 1 : 当職が2012年3月議会から追及してきた「中央小撤去工事疑惑事件」について、市が当職に全く秘密裏に、金川建設1者へのたった1回の7/26事情聴取をもって調査を不十分のままに終了させ、そそくさと7/29に「建設工事請負業者審査会」に諮問して、答申案のままに「7/31答申」を出し、それを市長がそのまま容認して、「8/7金川建設への警告処分」のみをもって「一件落着」を図った事に対して、満腔の怒りを持って抗議する。
- 2 : 市の対応の不適さの詳細を踏まえた抗議については、現在当職が進めている市への調査を進めて後日提出するが、本日は緊急な要求として「糸さん・後藤弁護士事務所への事情聴取」を請求する。
- 3 : 「糸さん・後藤弁護士事務所への事情聴取」については、当職が2012年3月議会から何度も当局者に求めてきたものだが、森本総務部長や宮口次長、法務課長らは「まずは業者への調査を終えてから検討させてもらいたい」との対応を議会答弁でも日常的な協議でも行なってきた。
当職が両者への事情聴取の請求を今まで正式文書で出さなかったのはそのゆえである。
糸さん自身は、自分への事情聴取を口頭でも文書でも、何度も市に行なってきたし、後藤弁護士事務所は2011年2月に膨大な資料を添えて市に調査要求を文書で行なっている
- 4 : しかるに市は、「金川建設への7/26事情聴取をもって業者調査を終了する」事自体を全く知らせずに「7/31答申」確定後の8/6に初めて当職に事態の推移を知らせたわけで、当職が「糸さん・後藤弁護士事務所への事情聴取を正式に請求する機会」を一方的秘密裏に奪うという事を行なった。
こういう議員に対する蛮行については、速やかに是正されなければならない。
- 5 : 一部に「糸さんや後藤弁護士事務所の言い分については、既に刑事裁判で述べられているので聴取する必要がない」という愚論を立てる者もいるようだが、これは全く間違いである。
この1年半の議会追及の中で、裁判では全く触れられる事の無かった門真市側の事実が膨大に明らかになったのであり、糸さんや後藤弁護士事務所もそういう新しい事実や資料を私を通じて読んで新たに主張したり説明したりしたい事を沢山持っている。市はそれに耳を傾けなければならない。
- 6 : そもそも「門真市の公共工事において不正行為の疑惑がある」という情報を、自分の実名を公表して、具体的詳細に市に通報している市民や弁護士について、「聞き取り調査をしない」という対応が、市行政として許されるはずがない。
本来は、業者への調査は調査として、独自に通報・情報提供している市民や弁護士には早々に事情聴取をしておくべきだったのである。
もしも今回、「糸さん・後藤弁護士事務所への事情聴取はしない」となれば、それは「公共工事の不正について具体的通報があっても通報者に面談調査しない」という事になり、それは行政として絶対に許されない行為である！
- 7 : 聴取にあたっては副市長や総務部長、都市建設部長も同席して、2～3時間程度は時間を割くべき。
- 8 : 今となってはイケダ社を聴取しても金川建設と口裏合わせた事しか言わないかもしれないが、不当な下請介入によって損害を被った当事者であり、市から事情聴取への応諾を要請すべきである。 以上。